

事務連絡
平成24年6月7日

北海道電力、関西電力、四国電力、九州電力管内
都道府県、保健所設置市水道行政担当部（局）
厚生労働大臣認可水道事業者
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者
国設専用水道の設置者

御中

厚生労働省健康局水道課

セーフティネットとしての計画停電の準備について（情報提供）

平成24年5月24日付けで依頼しました「セーフティネットとしての計画停電の準備（作業依頼）」につきまして、計画停電の対象外とすべき施設（以下、「除外すべき施設」という。）にかかる調査にご協力いただきありがとうございました。

今回の調査結果に基づいた水道施設にかかる除外すべき施設のリストについては、経済産業省において、セーフティネットとしての計画停電の準備作業として各省庁が所管する様々な計画停電緩和希望リストの調整がされているところではありますが、水道施設については、計画停電の影響緩和措置の対象とすることは困難である、との見解が経済産業省から示されたところです。

平成24年5月18日の電力需給に関する検討会合（第6回）・エネルギー・環境会議（第8回）合同会合においては、計画停電については実施しないことが原則である（※1）としていますが、今後は、これらのことを踏まえつつ、セーフティネットとしての計画停電の準備をしていただきますようお願いいたします。

（※1） 国家戦略室ホームページを参照

http://www.npu.go.jp/policy/policy09/archive01_08.html

各道府県水道行政担当部局におかれましては、上記について、貴管下の道府県知事認可の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者に周知ください。また、保健所設置市におかれましては、上記について貴管下専用水道設置者に周知ください。

連絡先及び提出先

厚生労働省健康局水道課 水野、下畑

TEL: 03-5253-1111(内線4014)

E-mail: SUIDOUGIJUTSU@mhlw.go.jp